

全建労発第19号

平成19年4月19日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会

常務理事 下永吉 優

(公印省略)

平成19年度「男女共同参画週間」の実施に対する
協力依頼について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび内閣府男女共同参画局長より別添のとおり依頼が
ありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し標記週間にご協力いただき
ますようご周知方お願い申し上げます。

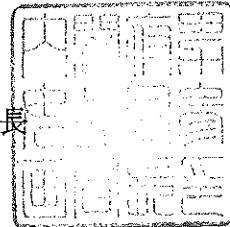
以上



府共第144号の4
平成19年4月9日

男女共同参画推進連携会議議員
(社)全国建設業協会 常務理事
下永吉 優 様

内閣府男女共同参画局長



平成19年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深め、国民各層・各界で男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運醸成を図ることを目的として、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施することとしております。

今年度は、別紙の実施要綱により各種行事等を実施することといたします。

つきましては、本週間の趣旨に御賛同いただき、週間の行事等に格段の御協力を賜りますとともに、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願ひ申し上げます。

[本件連絡先]

内閣府男女共同参画局総務課
広報啓発担当:田中、瀬島
TEL:03-3581-2022(課直通)
FAX:03-3581-9566

平成19年度「男女共同参画週間」実施要綱

〔平成19年4月5日
男女共同参画推進本部長決定〕

1 目的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

平成19年6月23日（土）から6月29日（金）までの1週間

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体（都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を「ワーク・ライフ・バランスの実現のために」をテーマに開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」という標語のもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事の実施、ポスター・チラシの作成配布及びテレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。
- (4) (4)に掲げる機関・団体等に対して、(3)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。

問い合わせ先
内閣府 男女共同参画局 総務課
課長 長谷川
推進官 日下部
課長補佐 田中
電話 5253-2111 内 83730
3581-2022 直通

平成19年4月9日

内閣府男女共同参画局

“いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー”

～ 平成19年度「男女共同参画週間」の実施について ～

男女共同参画推進本部は、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施します。内閣府では、この週間の趣旨を伝える標語を募集し、応募総数1,913点の中から、審査の結果、以下の3作品を選びました。〔募集期間：1月16日～2月23日〕

* 最優秀作品 「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」（秋田県 篠田 健三 様）

* 優秀作品 「共同参画 仕事と暮らしの 調和から」（三重県 森川 益明 様）

* 優秀作品 「限りある 時間を自分らしく バランスよく」（大阪府 戸田 和子 様）

この週間の期間中、国は、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するほか、地方公共団体や女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事及び広報啓発活動を行います。